

富山市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下これらを「電気自動車等」という。）の普及を促進し、地球温暖化を防止するため、電気自動車等用充電設備（以下「充電設備」という。）の設置に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業者」 富山市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者をいう。
- (2) 「リース事業者」 充電設備を使用する事業者とリース契約を結んだ法人をいう。
- (3) 「電気自動車等」 電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。）及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。）をいう。
- (4) 「充電設備」 電気自動車等に充電するための設備であって、次の項目に掲げるもののうち、「一般社団法人 次世代自動車振興センター（以下「次世代自動車振興センター」という。）」の電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業（以下「充電インフラ整備事業」という。）及びクリーンエネルギー自動車導入事業（以下「CEV導入事業」という。）において補助対象充電設備として認定されているものをいう。
 - ア 「急速充電設備」 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御す

る機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの

イ 「普通充電設備」 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの

ウ 「充電用コンセント」 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口

エ 「充電用コンセントスタンド」 前項目の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体

オ 「蓄電池付急速充電設備」 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたもの

カ 「V2H 充放電設備」 電気自動車等から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用法充電システムガイドライン V2H DC版」に基づく検定（CHAdeMO V2H protocol認証）に合格しているもの

（補助金の交付対象者及び登録）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に充電設備を設置した事業者又はリース事業者のうち、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 次世代自動車振興センターの充電インフラ整備事業のうち、商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業の交付決定を受けていること。または、CEV導入事業のうち、「V2H 充放電設備」について交付決定を受けており、別表1に該当する施設に設置していること。

(2) 申請日において、充電設備を所有していること。

(3) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、公益上不適当であると市長が認めるときは交付対象者から除くものとする。

3 補助金を受給しようとする者は、次世代自動車振興センターの交付決定後、速やかに富山市電気自動車等用充電設備設置費補助事業（以下「充電設備補助事業」という。）に事前登録をしなければならない。

4 充電設備補助事業に事前登録しようとする者は、別に市が指定する日までに、「富山市電気自動車等用充電設備設置費補助事業事前登録書（様式第1号）」に次の各号に掲げる添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 次世代自動車振興センターに提出する補助金の公募兼交付申請書の写し

(2) 次世代自動車振興センターからの補助金交付決定通知書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助対象設備）

第4条 充電設備補助事業の交付対象となる設備は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に設置された既存の設備の更新でない新規に購入される充電設備であり、中古品又は新古品ではないこと。

(2) 充電設備の設置に関し、本市のほかの補助制度による補助金その他これに準ずるもので市長が指定するものの交付を受けていないものであること。

(3) 次世代自動車振興センターの充電インフラ整備事業またはCEV導入事業においてあらかじめ次世代自動車振興センターが承認した充電設備であり、その他の要件も全て満たしたものであること。

(リース契約の交付要件)

第5条 補助金の交付を受ける者がリース事業者である場合は、リース料金に補助金相当の減額分を反映させ、充電設備を使用させなければならないものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、充電設備の購入に要する費用のうち、次世代自動車振興センターの充電インフラ整備事業及びCEV導入事業において補助対象として認められた経費とする。この場合において、当該事業に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。

(補助率及び補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費(次世代自動車振興センターの補助金を控除した額とする。)に、次の表に定める市の充電設備補助事業の補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし、次世代自動車振興センターの充電インフラ整備事業及びCEV導入事業において定める補助金交付上限額に、同表に定める市の補助額の上限率を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)を超えないものとする。この場合、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

| 次世代自動車振興センターの充電インフラ整備事業名 | 市の充電設備補助事業の補助率 (補助対象経費から、次世代自動車振興センターの補助金を控除した額に以下の率を乗じる) | 市の充電設備補助事業の補助額の上限率 (次世代自動車振興センターの充電インフラ整備事業において定める補助金交付上限額に以下の率を乗じる) |
|--------------------------|--|---|
| 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 | 1 / 2 | 1 / 2 |

| 次世代自動車振興センターのCEV導入事業における車両等導入の区分 | 市の充電設備補助事業の補助率 (補助対象経費から、次世代自動車振興センターの補助金を控除した額に以下の率を乗じる) | 市の充電設備補助事業の補助額の上限率 (次世代自動車振興センターのCEV導入事業において定める補助金交付上限額に以下の率を乗じる) |
|----------------------------------|--|--|
| V2H 充放電設備 | 1 / 2 | 1 / 2 |

- ※1 充電設備設置に要する工事費用は補助対象経費に含まない。
- ※2 当該事業に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まない。
- ※3 補助率や補助額の上限率を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じる場合は切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、次世代自動車振興センターの補助金額確定通知書を受けた年度内に、富山市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付申請書(様式第2号)に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 次世代自動車振興センターに提出する実績報告書及び添付書類の写し
- (2) 次世代自動車振興センターからの補助金額確定通知書の写し
- (3) 登記簿謄本の写し、現在事項全部証明書の写し、履歴事項全部証明書の写しのいずれか一つ(発行後3ヶ月以内のものであること、コピー不可)
- (4) 富山市が発行する納税証明書(発行後3ヶ月以内のものであること、コピー不可)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 富山市電気自動車等用充電設備設置費補助金の交付決定を受けた者に対しては、前条に定める交付申請書及び添付書類の提出をもって実績報告があったものとみなす。

(交付の決定等の通知)

第10条 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続きを併合するものとする。

2 前項の規定により併合した規則第5条第3項及び規則第13条の通知は、富山市電気自動車等用充電設備設置補助金交付決定兼額確定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を通知した後、富山市電気自動車等用充電設備設置費補助金請求書兼振込依頼書（様式第4号）に基づき、当該補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により当該交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助事業の中止の申請があったとき。
- (3) 補助金の交付後、市長が認めた場合を除き、5年以内に取得財産等を処分したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年2月27日までに次世代自動車振興センターへ申請された補助金に係る充電設備の設置に要する費用に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

(別表1) 補助金の交付申請要件

次の要件をすべて満たすこと。

- ① 充電設備が商業施設及び宿泊施設等に設置されていること。
- ② 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。
- ③ 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金等の市が特に認める料金の徴収は可とする。）
- ④ 充電設備を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。
- ⑤ 原則、充電設備が新規に整備される場所又は利便性向上の観点から電気自動車等の普及に特に有効な場所であること。